

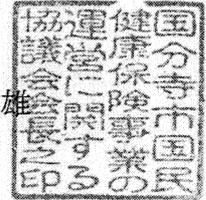


令和4年度答申第1号
令和4年10月18日

国分寺市長 井澤邦夫 様

国分寺市国民健康保険事業の
運営に関する協議会

会長 内藤 孝



答 申 書

令和4年8月4日付け諮問第1号により諮問のありました下記の
件について、下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項1 国民健康保険税の課税限度額について

当協議会は、本市国民健康保険税の課税限度額の状況及び地方税法施行令の改正、また課税限度額改定による影響額などについて、市の説明を受け審議を行った。

審議の結果、国民健康保険税の課税限度額を定める地方税法施行令が改正されたこと及び他市の状況に鑑みて、本市国民健康保険税の課税限度額について、諮問のとおり医療分を630,000円から650,000円、後期高齢者支援金分を190,000円から200,000円に改定することは妥当と考える。

諮問事項 2 国民健康保険税の税率改定について

当協議会は、本市国民健康保険の財政状況、東京都から示された標準保険料率の状況、また国民健康保険税の税率改定による影響額などについて市の説明を受け審議を行った。

審議の結果、令和5年度からの国民健康保険税の税率については、医療分を4.90%から5.46%、後期高齢者支援金分を1.51%から1.80%、介護保険分を1.13%から1.57%に改定することが妥当であると考えます。

なお、今後の税改定に当たっては、将来的に国や東京都から税率改定を求められることを想定し、多摩26市の平均値を参考にしながら、標準保険料率に近づけていくとともに、これまでの3年に1度に限らず、被保険者の急激な負担増とならないよう適宜改定していくことが必要である。

あわせて、市の役割として示されている医療費の適正化、収納率の向上及び疾病予防や重症化予防のための保健事業の実施等をさらに強化し、国民健康保険制度の安定的な運営を確保すること。